

立川市公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 221 号）の公布による。

立川市公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例

立川市公園における移動等円滑化の基準に関する条例（平成25年立川市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(園路及び広場)	(園路及び広場)
第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に定める園路及び広場を設ける場合は、当該園路及び広場のうち一以上は、次項から第5項までの基準に適合させなければならない。	第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、当該園路及び広場のうち一以上は、次項から第5項までの基準に適合させなければならない。
2 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に定める点状ブロック等及び令第22条第2項第1号に定める線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けるものとする。	2 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けるものとする。
3 ……略……	3 ……略……
4 園路及び広場のうち一以上は、次条から第9条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項に規定する主要な公園施設に接続しているものとする。	4 園路及び広場のうち一以上は、次条から第9条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続しているものとする。
5 出入口、通路及び傾斜路（第3項に規定する傾斜路及び階段又は段に代わり設けられる傾斜路をいう。）は、規則で定める基準に適合させなければならない。	5 出入口、通路及び傾斜路（第3項の傾斜路及び階段又は段に代わり設けられる傾斜路をいう。）は、規則で定める基準に適合させなければならない。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。